

阿部はるまさ

流山市議会事務局 〒270-0192 流山市平和台 1-1-1 04-7150-6099

朝の駅頭での市政報告。多くの皆さんの声がけを頂きますが、お返事しそなう事もありません。



●マイナカードは他人情報紐づけ、誤発行などボロボロ、利用停止を

マイナカード騒動がおさまりません。市民の利便性、行政の効率性が増すと言われてきましたが、他人情報の紐づけ、証明書の誤発行、病気・障がいなどの個人情報ダダ洩れ。利便性向上どころか、逆の事態のオンパレード。それもそのはず。もともと、本当の狙いは政府が国民を監視する上での利便性追及。国民の利益を考えた導入ではなかったから。

先に導入した国々では問題が多発してすでに撤退。日本でもマイナカードに紐づけされた金融口座には給付金などを振り込まない自治体が次々に名乗り上げ。マイナ制度は撤退、廃止しかありません。

●市民から学校給食無償化・有機食材使用の請願、阿部は賛成討論

学校給食の無償化、有機農産物の使用を求める請願が提出されました。文科省も市の教育委員会も、給食は教育の重要な一環、食育の場だと強調してきました。そして小中学校は義務教育。だとするなら給食は無償化が当然。

格差と貧困の拡大の中で、給食費が大きな負担となる家計の現状もあります。その解決策は、困窮世帯支援ではなく、全ての子どもへの給付がふさわしいとされるようになりました。子どもはどの子も社会の宝だからです。授業料や教科書がどの子にも無償であるのと同じように、給食費も無償化が時代の要請です。

●千葉地裁が生活扶助引下げ違法判決、市は直ちに受け入れるべき

第二次安倍政権下の2013年から2015年にかけて3度行われた生活扶助基準の引下げ。これを違法だとする判決が全国で相次ぎ、5月26日には千葉地方裁判所でも違法だと明確な判決が下されました。

生活扶助基準は、困窮者の暮らしだけでな

第2回定例会の報告

マイナカード愚策、困窮者支援、給食無償化など訴え

反対

人権無視の「LGBTQ理解増進法」にさえ後ろ向きに反対し当事者をさらに追い詰める「流山みらい」の意見書

LGBTQ理解増進法案の廃案を求める意見書

性的マイノリティに新たな困難を押しつけると批判された「LGBTQ理解増進法」を、より保守的な立場から非難する意見書が6月議会に提案されました。トランスジェンダー（生まれた時の身体の性とは違った性自認をもって生きる人々）への攻撃を手段にして、差別を正すとする世論の大きな流れを引き戻そうとする試みです。採決の結果、賛成は提案党派の6名の5票だけ、反対21の大差で否決。以下は阿部の反対討論の要旨です。

※ ※ ※ 私がいいたいこの基本は、L



趣向の問題ではありません。生まれながらにして、本人も抗えない、自然の属性としてその人に備わってしまったものです。現在では様々な科学的な知見もそのことを裏付けています。人

間はもともと、心も体も男性心も体も女性という、多数派である二つの典型を両極にして、その間に様々なバリエーションがある存在だという事が明らかになっているのです。法案をめぐる国会論争が激しくなるにつれ、トランスジェンダーの人たちをターゲットにして、「男にせよ女にせよ」と言っているのもこの立場です。今、ようやく、LGBTQ

賛成 学校給食無償化、有機食材使用を求める請願書

請願第2号 学校給食の完全無償化の実施を求める請願書

食育基本法の前文は、次のように述べています。「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも『食』が重要である」。食育は、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」である。

以上を見れば、日本の義務教育では食育は教育の一環、その重要な一部として位置付けられていることは明らかです。だとするならば、授業料や教科書などが無償であるように、義務教育の一環であり、その重要な一部である学校給食は、保護者に負担をかけず、かつ所得や住む地域や社会的属性に関係なく提供されるサービス（ユニバーサルサービス）であるべきです。

政府与党内でも、義務教育の学校給食は無償化が検討されるべきだと動きが生じています。しかし、この国

の動きは不透明です。ですから、地方自治体が率先して取り組みを進め、世論を高め、国に決断を迫る。市が流山の子どもたちに充実した食育を提供していくとともに、それを国民的な施策として広げる課題にも貢献をしていく。そのためにも、流山市における学校給食無償化の取り組みが必要だと考えます。

また、給食に安全で安心な地場の有機農産物などを使用する重要性は言うまでもありません。県内でも、すでにいすみ市などが先進的な取り組みを行っています。食育基本法も、「都市と農山漁村の共生・対流」、「消費者と生産者との信頼関係を構築」、「地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進」を謳っています。以上の理由から賛成します。

(請願項目1の無償化 賛成5 反対21 請願項目2の有機食材の使用 賛成13、反対14)



生活扶助基準の引下げは違法 市は千葉地裁判決を受け入れるべき

●「国の決定は全部違法、原告の請求はいずれも認める」との判決を被告の流山市はどう受け止めるのか

【質問】 国は安倍政権下の2013年から2015年にかけて3度、生活扶助基準の大幅な引き下げを強行。これに対して「健康で文化的な生活水準の維持」を定めた生活保護法に反すると訴える裁判が全国で21件起こされ、11の地方裁判所で引下げは違法、減額決定を取り消せとの判決が下された。

流山市が被告となった5月26日の千葉地方裁判所の判決も、厚労大臣の「裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある」「本件各変更決定はいずれも全部違法」「原告らの請求は、いずれも理由があるからこれを認容する」と厳しい論調で国と自治体を批判した。

デフレ調整(扶助基準引下げにあたり物価下落を理由としたこと)について、統計などの客観的数値との合理的関連性を欠き、専門的知見との整合性がないと千葉地裁が判決したことに、流山市はどのような見解を持つか。

【答弁】 国民の消費実態に準拠して水準の調整を行うことを意味するものではなく、それ自体が合理性を欠くと判断されたと認識している。

【質問】 扶助基準の引下げに用いた生活扶助相当消費者物価指数(生活扶助を受けている人たちにとっての物価指数)について、テレビなどの物価の下落が過大評価されたとする千葉地裁の判断に、流山市はどのような見解を持つか。

【答弁】 生活保護受給世帯の消費構造を適切に反映していると認められないと判断されたと理解している。

【質問】 厚労大臣の判断過程及び手続に瑕疵があり、大臣の裁量権を逸脱、濫用したとの千葉地裁判決に、流山市はどのような



見解を持っているか。

【答弁】 市は国が定めた基準に基づき適正な決定を行うもので、市の裁量権は極めて限定的である。

【再質問】 違法とされた国の基準に基づいて市が行う給付の決定は、少しも適正な決定とはなり得ず、違法な決定となるのではないか。

【答弁】 全国の動向を見守りつつ、各実施要領および通知などを踏まえた運用を行っている。

●市は直ちに控訴から離脱して困窮者を救い、その権利を回復すべきだ

【質問】 被告の流山市として今なすべきことは、まずは生活保護世帯をはじめとする生活困窮者の不安を一日も早く取り除くため、何よりも生活保護世帯が奪われた権利を早急に回復するために、千葉地方裁判所の下した判決を受け入れ、控訴から離脱することではないか。

【答弁】 生活保護法に保護は厚労大臣の定める基準による旨の記載があり、裁判の争点は保護の基準にかかる事だから、流山市が控訴人から離脱することは適正ではないと理解している。

【再質問】 違法と判断された扶助基準の引下げによって保護受給者の窮状はいっそう厳しさを増している。原告には高齢者の方もおり、高裁や最高裁の判決を待っているわけにはいかない。流山市は勇気をもって控訴離脱すべきだ。

【答弁】 先の答弁と同じです。

【強く求める】 憲法や生活保護法がうたう健康で文化的な生活水準の維持、国民にはそれを求める権利があるとの原点に立ち返って、直ちに控訴から離脱することを強く求めて質問を終える。

物価偽装とは? 国が生活扶助基準を引下げる目的で生活保護受給世帯の物価だけが大きく下がったかのようにデータを不正に操作したこと。



●ミス要因は外部のみでなく、市の内部にもあると見るべきではないか

【質問】 マイナカードのトラブルが後を絶たない。5月臨時市議会の阿部の質疑に対して市は、トラブルは市の業務以外で起きていると述べた。しかし全国的には自治体でもミスは多発している。市はどのような対策を行っているか。

【答弁】 議員指摘の通り、本市においてもミス発生要因が存在していることを受け止め、対策を徹底していく。本市からデジタル庁に対してシステムの改修を要望していく。

【再質問】 いくら注意を払うといっても、注意力に頼る対策のレベル自体が、ミスの発生を排除できないことを物語っている。扱う件数が増えるほど、ミスの可能性は増えざるを得ないことに、同意するか。

【答弁】 そういう事も踏まえて、利用者数の状況を踏まえて、利用停止の有無については検討していく。

【再々質問】 職員のモラルが高い流山ではあり得ないが、他の自治体では職員の不正も起きている。奈良市では窓口職員が未交付のカードを盗んで暗証番号を設定しポイントを不正に取得して逮捕。マイナ事業と似た住基ネットでも、杉並区の職員が暴力団員からの依頼で20人以上の情報を不正に取得して逮捕。対策が必要では。

【答弁】 そういうことは、システムの改修で防ぐ。本市では市民が操作をし、職員はその支援を行っている。誤りが起きない体制をとっている。



●国の愚策により職員に過重で過大な負担がのしかかっているが、対策は

【質問】 市の窓口の業務の過多と過重は歴然とした事実。負担軽減策は部内の応援措置や

人材派遣会社の利用で果たして十分か。部内での応援は部内の他の事務に新たな負担を生じさせてないか。

【答弁】 部内応援は各課それぞれ可能な範囲で調整し作業を分担し、5月上旬に終了。人材派遣利用は今年5月22日から開始し、マイナカード交付通知の発送準備、交付窓口での

お客の誘導や受付などのほか、交付に関する電話対応。毎週金曜日の交付窓口の延長や、日曜交付も、一部派遣職員を配置。これにより、交付通知の発送や交付窓口を円滑化できており、今後についても職員の事務負担を軽減することができるものと考えている。

【再質問】 派遣社員の職員に対する研修などはどのように行っているのか。研修が充分であるかどうかを、どのように確認しているか。

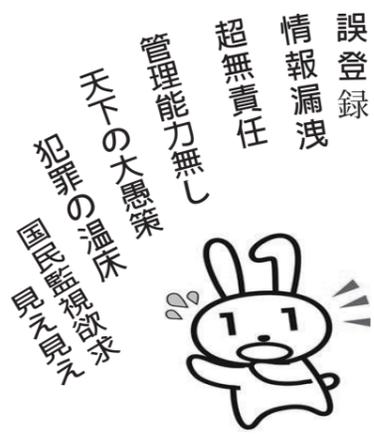
【答弁】 当然ながら事務をして頂く前には数日間かけて研修をさせて頂いている。

●他市にならってマイナンバー口座の利用は中止するべきではないか

【質問】 平塚市は7月からの「物価高騰対策給付金」の振り込みに、マイナンバーに紐づけられた公金口座を利用しないことを決めた。横浜市でも、市内の約33万世帯の対象に、マイナンバーにひも付く公金受取口座は活用しない方針だ。担当部局は、迅速な支給のためには既存の口座データを活用した方がスムーズに進むと述べている。

【答弁】 実際利用しないというような判断もあるかと思う。現在利用しているものについても、利用希望者数の状況を踏まえて、利用停止の有無等を検討していきたい。

【要望】 マイナ口座の利用の一時中止は正しい判断、英断だ。流山市にも利用中止を強く求めて、私の一般質問を終わる。



物価下落は基準引下げ根拠にならず、物価偽装はもつての外

マイナンバー制度はすでに破綻、諸外国では撤退も